

広島県告示第五百四十六号

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第六十四条の規定によって、次のとおり指定自立支援医療機関の所在地の変更の届出があった。

平成二十年六月五日

広島県知事 藤 田 雄 山

薬局又は指定訪問看護事業者等

名 称	所 在 地		自立支援医療 の 種 類	変 更 年 月 日
	新	旧		
ほのか薬局	東広島市西条上 市町五―五	東広島市西条上 市町五―五総合 不動産ビル六階 B号室	育成医療・更生医 療・精神通院医療	平成二〇年五月一 日